

# 鷹栖町展示コーナー利用者募集

鷹栖地区住民センター内「展示コーナー」の、利用者を募集します。町内外を問わず、団体やサークル、個人、学校等が作品等の展示を行う場合にご利用いただけます。利用要項、利用申込方法をご覧のうえ、利用を希望される方は教育委員会までお申込ください。ご不明な点等は、教育委員会へお気軽にお問い合わせください。

## ■今回募集する展示期間

令和7年1月8日（水）～3月30日（日）

## ■展示コーナー利用要項

【場 所】鷹栖地区住民センター内

（住所：鷹栖町北1条3丁目2番5号）

- 展示コーナーは廊下の壁面を活用しており、横幅約22m50cm、高さ約3mです。
- 横幅3.5m×高さ約3mを1ブロックとし、5ブロックに区分けされています。申込の際は、利用したいブロック数を記載してください。

【開館時間】午前9時～午後6時（日曜、祝日は午後5時まで）

- 鷹栖地区住民センター休館日は、展示コーナーも休館となります。  
（休館日：月曜日、年末年始など）

### 【利用単位】

- 水曜日から日曜日までを1週間単位とし、最大で2週間までご利用いただけます。
- 火曜日は作品の搬出入日とし、午前9時から正午までに搬出、午後1時～5時までに搬入とします。作品の搬出入、設置作業等は、利用者で行っていただきます。

【利用料金】 無 料

### 【利用制限】

次に該当する場合は、利用のお断りまたは利用の承認を取り消すことがあります。

- 営利目的の有無に関わらず、販売行為は禁止とします。
- 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害する恐れがある場合。
- 宗教上の布教活動や政治活動につながる場合。
- 利用要項を遵守しない場合や、管理者の指示を守らない場合。
- その他、管理上特に必要とする場合。

### 【貸出備品】

ワイヤーフック（長さ調節可）、壁掛けフック、机、画鋏、工具一式、脚立など

### 【その他】

- 鷹栖町または鷹栖町教育委員会が利用する際には、利用できない期間があります。

【お問い合わせ】 鷹栖町教育委員会教育課生涯学習係 ☎ 87-2028

申込方法については裏面をご覧ください



## ■利用申込について

- (1) 今回募集する展示期間において、展示コーナーの利用を希望される方は下記「利用申込書」を期日までに教育委員会へ提出してください。

利用申込書の提出期限：令和6年11月29日（金）

- (2) 重複している期間がある場合は、日程調整会議を開催し、調整のうえ利用期間を決定します。  
なお、申込時に重複期間が無ければ、会議は開催せず申込内容にて決定いたします。

利用調整会議の開催日：申込された方にお知らせします。

今回募集する期間における利用単位ごとの日程	
① 1月8日（水）～12日（日）	⑦ 2月26日（水）～3月2日（日）
② 1月15日（水）～19日（日）	⑧ 3月5日（水）～9日（日）
③ 1月22日（水）～26日（日）	⑨ 3月12日（水）～16日（日）
④ 2月5日（水）～9日（日）	⑩ 3月19日（水）～23日（日）
⑤ 2月12日（水）～16日（日）	⑪ 3月26日（水）～30日（日）
⑥ 2月19日（水）～23日（日）	

※1月29日（水）から2月2日（日）の期間は鷹栖町教育委員会等による展示のため一般利用は受け付けません。

■原則、展示前日の火曜日午後に搬入作業、終了後翌々日の火曜日午前に搬出作業となります。

■住民センターの都合により、休館日が変更となる場合があります。ご了承ください。

■2週間での利用を希望される場合の搬入・搬出は下記の例をご参考にしてください

(例) 上記の①と②で展示を希望 【搬入日】1月7日（火）【搬出日】1月21日（火）

## 鷹栖町展示コーナー利用申込書【令和6年度第4期】

団体利用 記載欄	【団体名】	【代表者名】
	【連絡責任者】	【連絡先】
	【住所】	
	※連絡責任者の住所及び連絡先をご記入ください。	
個人利用 記載欄	【氏名】	【連絡先】
	【住所】	
展示内容		
利用希望期間		利用希望ブロック数

※利用希望ブロック数について、1ブロックは展示パネル（横幅180cm）横向き2枚分の広さ。最大で5ブロック利用可。